



住民訴訟

08-1 住民訴訟

図表 住民訴訟

	内 容
意 義	住民訴訟とは、住民監査請求を行った請求人が、監査委員の監査の結果等に不服があるとき、または監査委員が一定の期間内に監査等を行わないときに、執行機関などの財務会計上の違法な行為または怠る事実につき、訴えをもって請求できる制度をいう。
要 件	<p>(1) 出訴権者 住民訴訟を提起することができる者、すなわち、原告適格を有する者は、当該地方公共団体の住民で、住民監査請求をした者に限られる。</p> <p>(2) 請求対象 住民訴訟の対象となるのは、住民監査請求を行った事項に限られる。もっとも、住民監査請求と異なり、財務会計上の違法な行為または怠る事実だけが対象となり、不当な行為または怠る事実は対象とはならない。</p> <p>(3) 類型 ① 執行機関または職員に対する当該行為の全部または一部の差止めの請求 ② 行政処分たる行為の取消しまたは無効確認の請求 ③ 執行機関または職員に対する怠る事実の違法確認の請求 ④ 執行機関または職員に対し、職員または行為を怠る事実に係る相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすることを求める請求 4号請求は、平成14年の地方自治法改正により、原告住民が、地方公共団体に代位して当該職員または当該行為もしくは怠る事実にかかる相手方に損害賠償または不当利得返還の請求をする代位訴訟から、執行機関を被告として当該職員または当該行為もしくは怠る事実に係る相手方に損害賠償等の請求を行うことを求める義務付け訴訟となっている。</p> <p>(4) 弁護士費用 住民訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士または弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる（地方自治法242条の2第12項）。</p> <p>(5) 議会による請求権放棄 普通地方公共団体は、条例で、普通地方公共団体の長や職員等の普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができる（地方自治法243条の2第1項）。 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取しなければならない（地方自治法96条1項10号、242条10項）。</p>

図表 請求期間

	期 間
監査委員の監査の結果または勧告に不服がある場合	当該監査の結果または当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関または職員の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があつた日から30日以内
監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査または勧告を行なわない場合	当該60日を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関または職員が措置を講じない場合	当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

図表 事務監査請求・住民監査請求・住民訴訟の比較

	事務監査請求	住民監査請求	住民訴訟
請求権者	有権者の50分の1以上の連署	住民各自	住民各自 (住民監査請求前置)
対 象	違法・不当な事務 (財務会計上の行為に限らない。)	違法・不当な財務 会計上の行為または怠る 事実	違法な財務会計上の行為 または怠る事実
請求の相手方	監査委員	監査委員	裁判所
請求期間	な し	違法、または不当な財務会計上の行為のあつた日から1年以内 ただし、正当な理由があるときはこの限りでない	監査の結果・勧告から30日以内 措置にかかる通知から30日以内